

契沖と「遊仙窟」訓 (一)

平 井 秀 文

前稿につづく。ここでは、その注釈書の類を採る。ただし「萬葉代匠記」は、とくに長編であり内容も多きに過ぎるので、これを統稿にゆずる。したがって、本稿では、つぎに示す五項目について述べる。

- 四 「厚顔抄」について
- 五 「古今餘材抄」について
- 六 「勢語臆断」について
- 七 「源註拾遺」について
- 八 「源偶篇」について

四

厚顔抄の上中は日本書紀の、下は古事記の歌謡についての注釈であるが、遊仙窟についての数条の言及がある。それらの歌謡の語句と遊仙窟の語訓との間に、直接に關するところがあるべくもないが、現実には、その語訓なり語句なりの理解に、思いついたままに採ったという形のものと考えてもよいので、ただこれらの歌謡の語句にともなう、他の注釈の例においても、その採用態度はそう變わ

らないといつてよい。

景行紀「大和は國のま秀らは」の歌の「阿鳥伽枳夜摩許奔例屢」句の注の末に

遊仙窟云、向上、則有青壁万尋

と見える。いうまでもなく原訓は「向上トミアクレハ則青壁ノ万尋ナル有り」で、「青壁万尋」には左右三訓を併べる。したがって、ここは参考の句訓にすぎないというべきである。

允恭紀「我が天子が来べき宵なり」の歌の「佐瑳餓泥能」句の注の末を、

遊仙窟ニ小許ヲ、サ、ヤカト點シ、サ、浪、サ、栗、サ、ラ荻ナト、皆チヒサキニ云ヘハ、小蟹ノ意ニテモ有ヘキニヤ

と結んでいる。しかし、原文には「小許」の語例はなく、「細細許」の語訓に、「サ、ヤカナル、サ、ヤカニナマメキ」の両訓があるのを連想したものであろう。

継体紀「八島国妻枕きかねて」の歌の「多多企阿蔵揺梨」句の注

のなかに、古事記を援きそれにともなつて

遊仙窟云、拍擲テウタイ、奶房ニキツラ、間云云

と言及するのは、原訓「奶房ノチフサノ間ヲ拍擲トウチタタキ」とあるをさす。

推古紀「しなてる片岡山に」の歌の初句「斯那提流」の注に、

遊仙窟云、碧玉ノメクラシチニ、縁シメクニス、陸ニシメクニス、差ニシメクニス、於ニシメクニス、雁ニシメクニス、齒ニシメクニス、云云

とあり、これは原訓「碧玉ノタマヲ陸ニ縁ラシテ、鴈齒トキサメルコトヲ参差トシナクニス」とあるうち、「参差」の語訓を参考としてにすぎない。

神代記「八千矛の神の命」の歌のなかで、「曾陀多岐」句の注に、

曾ハ駟ルヲソナル、ト云如ク、ソヘタル詞ニテ、タ、叩キカ、
遊仙窟云、拍ウチタタキ、擲テウタイ、奶房ニキツラ、間云云

とあるは、さきに継体紀の条に示したとおりで、同例を援用しているまでである。こういうように、同語訓を採ることは以下にも少なくない。

五

単なる語訓についてというよりも、やや広く語句にわたつての参考というものも多い。

古今真名序のうち、「人ノ之在ル世ニ不レ能ニ無レ為一」ナルコト、思慮易ク遷リ

哀楽相ヒ變ス」句のなかに援用して

遊仙窟曰有ニ、同必ラス、異ナリ、自昔ナリ、倂ナリ、然ル、楽盡ス、哀生ス、古来ス、
常ノ事ナリ

とあり、ほぼ原訓どおりであるが、これはその文意について語っているの、語訓そのものを対象とはしていない。

餘材抄の二、「春の夜のやみは」の歌注の初に

あやなしは無文なり。遊仙窟云、女ムスメ、婿ウツト、ハレ、是レ、婦メノ、家ノ、
狗ナリ、打ナリ、殺ス、無レ、文ナリ。

は、「あやなし」の語訓をそのまま例とする。

同じく、「残りなく散そめてたき」の歌についても、その初に

上の哥に問答の心有。遊仙窟に可愛をめてたしとよめり。

と、「めてたし」そのままの語訓を援いてその意味をさとらせている。もつとも原訓には、「可愛トウツクシケナル、メテタキ、オモハシキ」の三訓を併記する。

その三、「夏の夜は」の歌注の末尾に

となりよりとこ夏の花をこひにおこせたりければをしみて
この哥をよみてつかはしける みつね

遊仙窟に遣の字をおこすとよめり

と結んでいる。原訓「婢マカタチ、桂心クワシヲ遣ユセテ」をさす。

その六「こひしきに命をかふる」の注のなかに

遊仙窟^ニ云。他^{ヒト}道愁^{ハイフ}勝^ハレ^レ死^シ兒^ニ言^{コト}死^シ勝^ハレ^レ愁^ニ

愁^ニ来^キ百^{ヒャク}處^{トコロ}痛^{イタ}死^シ去^ク一^{ヒト}時^{トキ}休^ユ。

明らかに語訓というよりは、文句を援いているので、ほぼ原典どおりである。

同じく、「秋風にかきなすこと」の歌注のなかに

遊仙窟^ニ時^{トキ}々^々弄^{カキナ}ス^ス小^コ絃^{ケン}。

と見える。ほぼ原訓を伝えているが、詳しくは「弄」には原訓「ツミナラス、カキナラス」の両訓を併記しているので、ここではその一を採ったまでである。

その七、「秋の夜もなのみなりけり」の歌注の末尾に、「後撰」

「萬葉」の歌をあげて

遊仙窟^ニ云。昔^{ムカシ}日^ヒ双^{フタ}眠^{ネム}恒^{トコ}嫌^{キライ}夜^ヨ短^{ミダ}。

と結ぶ。例によつてほぼ原訓どおりであるが、ここは明らかに語訓の証とするものではなくて、歌の情景に類するものとして示すにすぎない。

同じく、「しのゝめのほから〜と」の歌注のなかに

遊仙窟^ニ云。遂^{カウフリ}則^{キヌラ}被^ヒ衣^キ対^ト坐^カ泣^ナ涙^{ナミ}相^{アヒ}看^ミ。

これもほぼ原訓どおりであるが、語訓の例としてあげているのではなく、歌注では、このすぐ前に

契沖と「遊仙窟」訓(一)

おのがきぬ〜なるをかなしきとは、今は明ぬとてぬきおける
面々の衣をとりきるをきぬ〜といへり。

を承けている。したがって語訓を直接に参考とする説ではなく、むしろ文意の説明に用いているというべき。

同じく、「ねぬる夜の夢をはかなみまどろめ」の歌の注は、

是より下五首は後期恋也、遊仙窟に睡の字をまどろむとよめり。

に始まっている。原訓「坐^{イナカラ}睡^{マド}ンテ」とあるとおり。「まどろむ」の語意を解くに、あえて遊仙窟の例を援くまでもなからうが、餘材抄の注のうち、このあたりで、かたまつて遊仙窟を用いているのも注意してよい。

同じく、「かきりなき思ひのま〜によるもこむ」の歌の注のなかに

よるもこんといへるはよるもゆかん也。……遊仙窟^ニ云。今宵
莫^{サス}閉^{コト}戸^ヨ夢^ノ裏^ニ向^{ハム}渠^{キミ}邊^{カタリ}。

とあつて、さらに萬葉集の一首をもつて終わっている。文意また語訓にも及んで説いているものといえるが、「向」については原訓「マフテコム、ムカハン」の右左訓を併記しているので、このほうがかえつてよく理解できるといえよう。

同じく、「かす〜に思ひ思はず」の歌の注のなかに

ある女のなりひらの朝臣をところさためすありきすとおもひて
よみてつかはしける よみひとしらす

遊仙窟 ニ云 十娘何 レノ 處 ニカス、ロアリケンテイマン 行 テ 去 ル 来 ル

を援く。「ところさためすありきす」というを「漫行」の漢語によつて語意を教えようとするために、ほぼ原訓どおりに遊仙窟を採つた。

その八、「いましはとわひにし物をさゝかにの」歌の注のなかに、「さゝかに」について

今按遊仙窟に、小許とかきてさゝやかとよみたれば、ちひさき蟹に似たるといふ心にて名付けたるに。

とあり、さらにその長い注の終わりに西京雜記を援き、遊仙窟註の用字に言及しているが、これらは、そのまま、さらに厚顔抄の項に述べたとおりであるので、再説しない。

その十、「わひぬれば身をうき草の」歌の注のなかに、「うき草」の語訓を示す例として

遊仙窟 ニ曰 ク 莫 レ 作 テ 浮 ヘル 萍 ウキ 草 クサ 逐 テ 浪 ヲ 不 レ 上 ル 知 レ 廻 ル

と、原訓のとおりの例を示している。

同じく、「あふことのまれなる色におもひそめ」の歌のうち、「庭に出て たちやすらへは」の句の注に

たちやすらふは萬葉に徘徊とかけり。遊仙窟には遷延をよめり

原訓「下官遷延トタチャスライ而シテ退テ曰ク」とある文から援いているので、例によつて漢語で説こうとする語例である。

同じく、「秋の野になまめきたてる」歌の注のなかに、「なまめく」について

なまめくは遊仙窟に婀娜とかけり。日本紀に幸媚をまめきこぶとよめり。

の条がある。原訓には「婀娜トナマイテ」のほか「タヲヤカニ」の別訓もある。

六

勢語臆断においても、同一の語訓を再用したり、また他の注釈においての援用とも重複することは珍しくない。

その上之上、「そのさとにいとなまめいたる女はらから任けりこのをとかいまみてけり」の注のなかに

なまめくは遊仙窟に婀娜をなまめくとよめり。媚ありてうるはしき人也。

というのがある。「婀娜」の原訓については、すでに餘材抄の注に述べたところである。

同じく、「むかし人はかくいちはやきみやひをなんしける」の「いちはやき」についての注のなかに

文選にさまくの字をうちはやしとよみ、遊仙窟に逡遁をよめるもいちはやしと同じ詞と聞ゆれと又叶はす。

とあって、「うちはやし」と「いちはやし」とを比べて説くが、原訓は「チユンテン 迤邐トウチハヤキコトヲナケ 嗟キ」とあるをいう。

同じく、「かたちのめてたくおほはしければぬすみておひて出たりけるを」の注は

遊仙窟に可愛をめてたしとよめり

といっているが、これもすでに餘材抄に述べたように、原訓に三語訓あることをあげた。やはり重出の例である。

同じく、「うつ山にいたりて……ものころほそくすゝるなるめをみる事と思ふに」の注のなかに

すゝろは漢書に辛の字をよめり。からきめを見る心歟。遊仙窟には不覚をすゝるとよめり。

という援用がある。原訓は「不覚トヲロンカニ、ス、ロニ眼ヲメク 転ラス」とあるところで両訓を示す。その一訓をあげたので、これはまた後でも援かれている。

つぎに上之下、「女もいやしければすまふちからなし」の条の注を

すまふは推の字禁の字を遊仙窟によめり

と結ぶ。「推」および「禁」の字は原文にいくつかあるが、原訓には「敢テ推スイ辞イト不ス」^{ス、イ、ス、ハ}「愁へ来テ自禁ミハ不ス」などの例がある。

同じく、「うとき人にしあらざりければいへとうしにさかつきぎくせて」の条の注は

契沖と「遊仙窟」訓 (一)

遊仙窟云娘子 既是主人母。少府須作主人公。これを妻を家どうじといふ。

に始まり、さらに短く論語を援き、つづいてまた

遊仙窟に妾の字をわらはとよめるは、十娘かみつからいふ詞、家とうしとは、これらの心なるへし

と結んでいるは、「わらは」の語はこの条には関係がなく、原典には「妾」の字はなく、「ワラハ」の訓字はすべて「尻」である。

「主人公」の訓は原文どおりであるが、「主人母」の訓は刊本などには「イヘトシ」とあり、古本には「イヘトウシ」と右のように訓ずるものも存する。「家どうじ」との関係で、右のような訓を用いたか。

つぎに下之上、「むかしをとこあひかたき女にあひて物かたりなとするほどに鳥のなきければ いかてかは鳥のなくらんひとしれす思ふ心はまた夜ふかき」とある条の注のなかに

遊仙窟云始知難逢仙窟見可貴可重可怜
ヤモメカラス ヨナカニ カス ヲナサケナキウカレトリ マタヨヒニ ク
病 鶺鴒、半夜驚人。薄媚、狂雞、三更唱曉。

を援用するが、いささか原文を中略している。「三更」を「マタヨヒニ」と訓じているが、原訓は諸本ともに「マタアケサルユ」が通じている。

同じく、「その山しなの宮に……としころはつかうまつれとちかいはいまたつかうまつらすこよひはこころにさふらはむと申給ふ…

以上、その程度の差はあっても、これらの語訓の提示が、語意または文意の解釈にどれだけ必要なかを考えさせられるものが少なくない。ただ、他の文献に比べて、片々たる遊仙窟の語訓が、かくも好まれた態を考えるべきにすぎない。

七

いうまでもなく、源氏物語の新注として注目すべく、古注を補訂している。したがって遊仙窟については、所論中には既稿（源氏物語古注の「遊仙窟」訓）と相応するところもある。

その二、桐壺「一 此御にはひにはならひ給ふへくもあらざりければ」の条に

遊仙窟并に万葉に艶の字をにほふとよめるこれなり。

の注がふくまれる。原訓「前ヲ光シ後ヲ艶ハス」とあるをさす。

同じく、ただしこれは書き消したところであるが、いちおう書かれた文が残っているのに

一 けにえたふましく 匣耐エタワマシキ 遊仙窟 ○今案、匣耐を遊仙窟にはあなめとよめる

という注がある。原訓「一眉タニモ猶耐へ匣キモノヲ、カタキニ」の両訓を示すものと、他の一つは「何由ク司耐」とあるをさすが、用字は少し異なる。

同じく、帚木「一 ひさうなきいへとうし」の条の注のなかに

契沖と「遊仙窟」訓 (二)

(遊) 仙窟に主人母をいへとしと點せり。

この原注文には「いへと(う)し」と、「う」をいちおう記してこれを消しているようであるが、この原訓については、すでに勢語臆断の項に述べたとおりである。

同じく、帚木「一 うちひそみぬかし」の注のなかに

舌出ヒツム 遊仙窟 ○今案、遊仙窟に舌出の二字なし。万葉第四に家

持

百年に老舌出而与余牟とも我はいとはし恋はますとも

……此老舌出の詞を誤て遊仙窟と引なり。

所説のように、この出典を誤っている古注を訂したものである。これについては既稿に述べた。

その三、末摘花「一 ほゝゑみわたれる」の注に、すぐつづいて

○今案、忍咲ホ、エム 遊仙窟 斂同 咲同 ほゝゑむといふ和語の心は
頰咲ホ、エムなるへし。

とあるが、刊本「忍笑トホ、エミテ」と用字が異なるも、諸本には「咲」字のほうが多いようである。「斂咲」はそのままであるが、原訓「トシタエメルモノカラ、ホ、エメル」の二つの文選訓を残している。

同じく、紅葉賀「一 ぬかしとすまふを」の条の注は

○今案、遊仙窟に推の字禁の字ともにすまふとよめり

とある語訓は、すでに勢語臆断の項にそのまま出ている。

同じく花散里には短く

一 さゝやかなる家 ○今案、細々許サヤカ 遊仙窟ユウセンクツ

原訓「サ、ヤカナル、サ、ヤカニナマメキ」の両訓があり、さきの厚顔抄、餘材抄にも援用している条に述べた。

その四、明石「一 つねはいとはしき夜のなかさもとく明ぬることちす」の注に、すぐつづいて

○今案、遊仙窟云。昔日雙フタネ 眠ヒレハ 恒ニヒキ 嫌ノ 夜短ヲ

とあり、原訓「昔ノ日雙リ眠シコトハ、恒ニ夜ノ短コトヲ嫌ヒキ」が刊本である。いうまでもなく、そのままの語訓としての援用ではなく、むしろ文意の参考というために用いたにすぎない。

同じく、松風「一 木丁にはたかくれたるかたはらめ」の注として、すぐつづいて

○今案、遊仙窟云。サシノヘテ 頭ヲ 門中ニ 忽ニ 見ニ 十娘カ 半面ト
ノソク ハタカクレタルヲ

と、ほぼ原訓どおりを援いているが、「はたかくる」という語意を明らかにする語訓としてはよくわかる。

その五、真木柱「一 御手のさきはかりはひきたすけきこえてんや」の注として、これもすぐつづいて

○今案、遊仙窟云。余時ニ 把トリ 著ツク 手子タナスエニ

とばかりあるのは、原訓どおりであるが、語訓としてではなく、文

意の通ずるものとして示したにすぎない。

同じく、真木柱「一 なかめする軒のしづくに」の注に、またつづいて

○今案、遊仙窟に未必の二字をうたかたとよめる事ふた所あり。未決の詞なり。

「未必」の訓はよく知られているが、ここにいう二所とは、原訓「未必モ死ニ相著トハラモハサリキ」と「未必モ詩ニ由テ得ントニハアラス」との二条をさす。

その八、浮舟「一 宮もまめたち給て」の注として、すぐつづいて

○今案、遊仙窟云。五嫂カ 曰ハ 娘子ハ 把テ 酒ヲ 莫レ 暝ル コト
マメタツコト

と、ほぼ原訓どおりに援く、「暝」字の右訓はいうまでもなく「イカルコト」で、両訓あるを示す。

八

源偶篇は注釈ではなく、「源氏故事詞分」と記しているように、語彙集であり、かんたんに注を加えている、いわば辞書の形を採る。参考の文献をあげるともきわめて少数の例にとどまる。最も多いのは日本紀でそれも十数例にすぎないが、それにつぐのがわずかに三例の遊仙窟であるということに留意すべきであろう。

その上、「た」の「末つむ」の条に

たをやき

婀娜 遊仙屈

と見える。この語例はすでに餘材抄や勢語臆断にあることをあげたが、「なまめく」の訓として援く。原訓にも「タヤカニシテ、タヤカナル」はあることは既述のとおりであるが、この例の「たをやき」のように動詞としての例はない。さきに述べたように、「なまめく」が動詞としての例にすぎない。同じく、「つ」の「わかむらさき」の条に

つき〜しう

方便 遊仙屈

とあるは、原訓に「ツキ〜シフ、ツキ〜シク」などあるとおりである。

同じく、「こ」の「はゝ木」の条に

心つきなく

心にあはぬ。関情 遊仙屈

とあるが、刊本などに「開情トコ、ロツキナル」とあるのが古本にも通訓で、標出のような「心ツキナク」の形容詞の語例はない。

—昭和六〇・九・一三稿—